

2 7 就業支援・職業能力開発等の推進について

(厚生労働省、法務省)

【内容】

- (1) 本県で開催する2019年度及び2020年度の技能五輪全国大会・全国アビリンピックについて、大会開催準備への協力や、全国からの選手参加や来場者の増加につながる啓発活動を実施すること。
また、2023年の技能五輪国際大会について、招致の実現に向けた取組を進めること。さらに、国際アビリンピックについては、招致に向けて具体的な検討を行うこと。
- (2) 「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づいた、法定雇用率の引上げに伴い、大都市圏における障害者雇用支援の実態に即した障害者就業・生活支援センターの就業支援担当者の増員配置等、さらなる障害者雇用支援策の充実を図ること。
- (3) 長時間労働の是正に向けた罰則付き時間外労働の上限規制の導入に関しては、実効的なものとなるよう労働基準監督署の人員を拡充するとともに、是正に取り組む中小企業への支援の拡大を図ること。
- (4) 介護を理由とした離職者を減らし、ワーク・ライフ・バランスの実現を図るため、介護休業の期間を延長するとともに、労働者が介護休業制度を利用しやすいように、休業期間中の社会保険料を免除すること。
- (5) 外国人技能実習制度については、地域の実情を踏まえながら、技能実習計画や受入体制等の適切な審査や、きめ細やかな技能実習生の相談対応等により、技能実習の適正な実施と技能実習生の保護を図ること。
- (6) 人手不足に対応するため、ハローワークのネットワークを活用し、首都圏から地方への人材還流の促進を図ること。

(背景)

- 2014年度（平成26年度）に本県で開催された「技能五輪・アビリンピックあいち大会2014」は、来場者数が大会史上最大（技能五輪全国大会22万人、全国アビリンピック6万9千人）となる大成功をおさめた。また、技能五輪全国大会で、本県選手団が過去30年で28回の最優秀技能選手団賞を獲得するなど、目覚ましい活躍を続けている。
- あいち大会の感動と成果を持続させ、次代を担う若者にモノづくり技能を継承し、技能尊重機運をさらに高めるためには、技能五輪全国大会・全国アビリンピックを定期的に開催することが効果的であると考え、2019年度及び2020年度の技能五輪全国大会・全国アビリンピックを本県で開催することとした。
- 2023年技能五輪国際大会の本県招致に向けて、平成29年3月に大会基本構想を策定し、国へ本県への大会招致を要請した結果、同年9月、国において、愛知県を開催地とした招致方針を決定した。10月のアブダビ大会での総会で

は、招致表明を行うとともに、WSI（ワールドスキルズインターナショナル）の役員等へ招致の働きかけを行った。

- 2018年10月には、オランダ・アムステルダムで開催されるWSI総会で正式立候補表明を行い、2019年3月頃には、WSIにより現地調査（検証訪問）が行われる予定である。2019年8月には、ロシア・カザンで行われるWSI総会で、プレゼンテーションを行い、加盟国・地域（79か国・地域）による投票で開催国が決定する。
- なお、フランスは大統領が2023年大会に名乗り上げる意思があることを公表し、スイスも立候補について検討中である。
- 県の障害者雇用状況については、実雇用率は過去最高の1.89%となっているが、法定雇用率2.0%（平成29年度現在）に達していない状況である。一方、平成30年4月1日から法定雇用率が2.3%（当面2.2%）に引き上げられたところであるが、県内企業においては、法定雇用率の達成している企業が48.6%に留まっている。
- 名古屋圏域の障害者就業・生活支援センターの就業支援担当者一人当たりの支援者数は、他の圏域に比し、極めて多い状況にある。また、障害者のみならず企業からの専門的支援ニーズも高まっているところであり、大都市圏における障害者雇用支援の実態に即した支援体制の確保が必要である。
- 働き方改革の一環として罰則付きの残業規制が導入されれば、企業に対してよりきめ細かい監督や指導が求められる。また、中小企業・小規模事業者における生産性向上や下請け取引の公正化などとともに、労働環境の整備に向けた支援を行う必要がある。
- 介護等を理由に離職する就業者は全国で約10万となっており、労働者の離職を防止し、継続就業を支援する企業の取組促進が求められる。現在、介護休業を3回に分割して取得することが可能となっているが、取得期間は育児休業が最長2年まで延長可能となったのに対し、介護休業は93日のままとなっている。また、育児については、産前産後休業及び育児休業等期間中の社会保険料は免除されているが、介護については休業期間中の免除規定がない。
- 本県には、全国一の規模である23,539人（平成29年10月末現在）もの技能実習生がおり、これらの技能実習生が、この制度の趣旨に即して確実に技能修得できるよう、技能実習計画や受入体制の審査及び技能実習生の相談対応を適切かつ、きめ細やかに行うとともに、地域ごとに関係行政機関で設置される「地域協議会」で課題を共有しつつ、適切に対応することが必要である。
- UIJターンの促進について、平成27年度は地方創生先行型交付金、28年度は地方創生加速化交付金、29年度は地域活性化雇用創造プロジェクト事業の一環としてUIJターン支援拠点を設置・運営し、大学訪問や就職フェアへの出展等によりUIJターン希望者の掘り起こしを行っているが、地方だけではUIJターン希望者の掘り起こしは限界があるため、ハローワークの全国ネットワークを活用し、UIJターン希望者を各道府県の支援拠点に誘導する等、国が主体となって効率的に人材還流を進める必要がある。